

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(三件) (地方課)

字の区域の変更等(〃)

土地改良法による換地処分(四件)

告 示

鳥取県告示第二百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による棕波地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

棕波字谷尻

棕波字谷尻のうち二三の一部、三三の一の一部、三三の二、三三の三の一部以外の区域
棕波字棚田三四の一部、三五の一部、三六の一、三六の二の一部、三六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

棕波字棚田

棕波字谷尻二三の一部、三三の一の一部、三三の二、三三の三の一部
棕波字棚田のうち三四の一部、三五の一部、三六の一、三六の二の一部、三六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
棕波字三反田八六の一部、八八の一部、八九、九〇の一部、九一、九二の一部、九三から一〇一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
棕波字代田一〇二、一〇三から一〇五までの一部及びこれらと一体をなす国有地

棕波字三反田

棕波字三反田のうち八六の一部、八八の一部、八九、九〇の一部、九一、九二の一部、九三から一〇一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八三、八四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
棕波字代田一〇五の一部、一〇六の三、一〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
棕波字越路一四一、一四二の一の一部

<p>棕波字代田</p> <p>棕波字三反田八三、八四の一と一体をなす国有地の一部 棕波字代田のうち一〇二、一〇三の一部、一〇四の一部、 一〇五、一〇六の三、一〇七の二の一部及びこれらと一体 をなす国有地以外の区域 棕波字越路一三四の一、一三五、一三六の一部、一三七の 一部、一三八の一、一三九、一四〇の二、一四五の一部、 一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地 棕波字影代田のうち一五三から一六二まで、一七二の一の 一部、一七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並 びに一六八と一体をなす国有地の一部以外の区域 棕波字宝大寺一七四の一部、一八六及びこれらと一体をな す国有地 棕波字大畑出口一八七から一八九までの一部</p>	<p>棕波字越路</p> <p>棕波字越路のうち一三四の一、一三五、一三六の一部、一 三七の一部、一三八の一、一三九、一四〇の二、一四一、 一四二の二の一部、一四五の一部、一四六の一部及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>棕波字影代田</p> <p>棕波字影代田一五三から一六二まで及びこれらと一体をな す国有地並びに一六八、一七二の二と一体をなす国有地の一 部</p>	<p>棕波字宝大寺</p> <p>棕波字影代田一七二の二の一部、一七二の二の一部及びこ れらと一体をなす国有地の一部 棕波字宝大寺のうち一七四の一部、一七七の一部、一七九 の一部、一八六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 棕波字大畑出口一八九の一部、一九〇の一部、二一〇の三 の一部、二二〇の一部、二二八の一部及び二一五、二二七 と一体をなす国有地の一部 棕波字前田二二一の二の一部及びこれと一体をなす国有地 棕波字向田二三一の二の一部、二二二の一部、二四五の一</p>
<p>棕波字大畑出口</p> <p>部、二四七の一部</p> <p>棕波字大畑出口のうち一八七から一九〇までの一部、二〇 〇の二の一部、二〇三、二一〇の二から二二〇の三まで、 二二八の一部、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有 地並びに二一五、二一七と一体をなす国有地の一部以外の 区域</p>	<p>棕波字前田</p> <p>棕波字宝大寺一七七の一部、一七九の一部及びこれらと一 体をなす国有地 棕波字大畑出口二〇〇の二の一部、二〇三、二一〇の一、 二一〇の二、二二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国 有地 棕波字前田のうち二二一の二の一部及びこれと一体をなす 国有地以外の区域 棕波字向田二二九、二三〇、二三一の二の一部、二三一の 二、二三二の一部、二三三、二三四の二、二三五の二、二 三六の二、二三七の一部、二四四の二及びこれらと一体を なす国有地 棕波字向山二四九の一部、二五〇の一部 棕波字向畑のうち二五五、二五六の一部、二六一から二六 三までの一部、二七〇の一部、二七一、二七二及びこれら と一体をなす国有地以外の区域 棕波字屋敷通二八〇、二八一、二九一、二九二の一部、二 九三の二、二九三の二の一部、二九三の三の一部及び二七 三、二七四、二七七、二七九、二七九内一、二八二の一、 二八二の二、二九〇と一体をなす国有地の一部。</p>	<p>棕波字向田</p> <p>棕波字向田のうち二二九、二三〇、二三一の二の一部、二 三一の二、二三二、二三三、二三四の二、二三五の二、二 三六の二、二三七の一部、二四四の二、二四五の一部、二 四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	

<p>棕波字向山</p>	<p>棕波字向山のうち二四九の一部、二五〇の一部以外の区域</p>
<p>棕波字向畑</p>	<p>棕波字向畑二五五、二五六の一部、二六一から二六三までの一部、二七〇の一部、二七一、二七二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>棕波字屋敷通</p>	<p>棕波字屋敷通のうち二八〇、二八一、二九一、二九二の一部、二九三の一部、二九三の二の一部、二九三の三の一部、三〇三の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二七三、二七四、二七七、二七九、二七九内一、二八二の一、二八二の二、二九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 棕波字竹ハナ三三五の一部</p>
<p>棕波字竹ハナ</p>	<p>棕波字屋敷通三〇三の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇四、三〇五と一体をなす国有地の一部 棕波字竹ハナのうち三二三から三二七までの一部、三三五から三三七までの一部、三四一の一部、三四四から三四六まで、三四八から三五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三六、三三九、三四〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>棕波字上竹ハナ</p>	<p>棕波字竹ハナ三二五から三二七までの一部、三四八から三五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 棕波字上竹ハナのうち三五三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 棕波字山口三六五の一部、三六六の一部及びこれらと一体をなす国有地 棕波字段治五〇〇の一部、五〇四の一部</p>
<p>棕波字山口</p>	<p>棕波字竹ハナ三二三から三二五までの一部</p>

<p>棕波字奥田</p>	<p>棕波字山口のうち三六五の一部、三六六の一部、三八一の一部、三八二の一部、三八八の一部、三八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>棕波字上奥田</p>	<p>棕波字奥田四一一の二の一部、四一四の二の一部、四一四の三、四一六の一部、四一七の一部、四一八、四一九及びこれらと一体をなす国有地 棕波字上奥田のうち四五二の一部、四五二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 棕波字七曲り四五三の二、四五三の三から四五三の五までの一部 棕波字新坂向谷四九五の三から四九五の五までの一部、四九五の九の一部</p>
<p>棕波字七曲り</p>	<p>棕波字七曲りのうち四五三の二、四五三の三から四五三の五までの一部、四五三の七から四五三の一三までの一部以外の区域</p>
<p>棕波字新坂</p>	<p>棕波字上奥田四五二の一部、四五二及びこれらと一体をなす国有地 棕波字七曲り四五三の七から四五三の一〇までの一部 棕波字新坂の全域 棕波字杉谷四八〇の二の一部、四八〇の二の一部、四八一の一部、四八二、四八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>棕波字目倉</p>	<p>棕波字目倉谷口</p>	<p>棕波字目倉谷口の全域</p> <p>棕波字目倉五九〇の二、五九〇の三、五九一の二の一部</p>	<p>棕波字目倉のうち五九〇の二、五九〇の三、五九一の二の一部以外の区域</p>
<p>棕波字机原</p>	<p>棕波字屋敷通三〇三と一体をなす国有地の一部</p> <p>棕波字竹ハナ三三六の一部、三三七の一部、三四一の一部、三四四から三四六まで、三四八の一部、三四九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三六、三三九、三四〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>棕波字上竹ハナ三三三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>棕波字段治のうち五〇〇の一部、五〇四の一部以外の区域</p>	<p>棕波字机原のうち四九七の一部、四九八の二の一部以外の区域</p>	<p>棕波字新坂向谷のうち四九五の一の一部、四九五の三から四九五の五までの一部、四九五の一から四九五の一三までの一部以外の区域</p>
<p>棕波字新坂向谷</p>	<p>棕波字七曲り四五三の一〇から四五三の一三までの一部</p> <p>棕波字杉谷のうち四八〇の一の一部、四八〇の二の一部、四八一の一部、四八二、四八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>棕波字新坂向谷四九五の一の二の一部、四九五の一三の一部</p> <p>棕波字大清水五九九、六〇〇の一部、六〇一の二の一部、六〇一の三の一部、六〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>棕波字新坂向谷四九五の一の二の一部、四九五の一三の一部</p>	<p>棕波字新坂向谷四九五の一の一部、四九五の三の一部、四九五の四の一部、四九五の五の一部</p>

<p>大字細川字前田</p>	<p>大字細川字嫁田</p>	<p>大字細川字嫁田のうち八の一、八の四、九から一一まで、一八の一、一八の二、一八の三の一部、一九の三の一部、一九の五、四四の一、四四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字細川字前田</p> <p>大字細川字嫁田八の一、八の四、九から一一まで、四四の</p>
----------------	----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

鳥取県告示第二百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による前田地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

棕波字大清水

棕波字七曲り四五三の一三の一部

棕波字大清水のうち五九九、六〇〇の一部、六〇一の二の一部、六〇一の三の一部、六〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

<p>大字細川字志津</p>	<p>一、四四の二の一部 大字細川字前田のうち四三の一の一部、四三の二、四三の三、四四の三、四四の四の一部、四四の五以外の区域 大字細川字中屋敷三二七の一の一部、三二七の二、三二七の五及びこれらと一体をなす国有地 大字細川字前田上エ八二〇の一部、八二一の一部、八二二の一部 大字細川字塚田一八の一、一八の二、一八の三の一部、一九の三の一部、一九の五、四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字細川字前田四三の一の一部、四三の二、四三の三、四四の三、四四の四の一部、四四の五 大字細川字志津のうち一〇二の二の一部、一〇五の一の一部、一〇五の三、一〇五の四の一部、一〇五の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字細川字三反田一〇六の一部、一〇七の一の一部、一〇九の一の一部、一一二の一の一部 大字細川字畑井頭一七七の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一七八の一と一体をなす国有地の一部 大字細川字平山二二八の五、二二八の一三</p>
<p>大字細川字三反田</p>	<p>大字細川字志津一〇二の二の一部、一〇五の一の一部、一〇五の三、一〇五の四の一部、一〇五の五及びこれらと一体をなす国有地 大字細川字三反田のうち一〇六の一部、一〇七の一の一部、一〇九の一の一部、一一二の一の一部以外の区域 大字細川字深谷一一九の一、一一九の二の一部、一二〇の一の一部、一二三の一部、一二三の一の一部、一二五の一、一二五の二の一部、一二六の一部、七六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字細川字三反田奥七九一の二の一部、七九一の五の一部</p>

<p>大字細川字深谷</p>	<p>大字細川字深谷のうち一一九の一、一一九の二の一部、一二〇の一の一部、一二三の一部、一二三の一の一部、一二五の一、一二五の二の一部、一二六の一部、七六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字細川字畑井頭</p>	<p>大字細川字畑井頭のうち一七七の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一七八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字細川字平山</p>	<p>大字細川字平山のうち二二八の五、二二八の一三以外の区域</p>
<p>大字細川字中屋敷</p>	<p>大字細川字中屋敷のうち三二七の一の一部、三二七の二、三二七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字細川字三反田奥</p>	<p>大字細川字三反田奥のうち七九一の二の一部、七九一の五の一部以外の区域</p>
<p>大字細川字前田上エ</p>	<p>大字細川字前田上エのうち八二〇の一部、八二一の一部、八二二の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第二百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による東郷

(村上) 地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称
同上の区域(平成元年十一月一日現在の地番による。)

大字漆原字一ノ村上の全域
大字漆原字二ノ村上二七九、一八〇、一八五、一八七、一八七の二、一八八から一九〇まで及びこれらと一体をなす
国有地の一部

大字漆原字前田一六六の一部、一九一、一九一の二の一部、一九一、一九二の一部、一九三の一部及びこれらと一体をなす
大字漆原字珍寺五六九の二

大字漆原字二ノ村上
大字漆原字二ノ村上のうち一七九、一八〇、一八五、一八七、一八七の二、一八八から一九〇まで及びこれらと一体をなす
国有地の一部以外の区域

大字漆原字前田のうち一六六の一部、一九一、一九一の二の一部、一九一、一九二の一部、一九三の一部及びこれらと一体をなす
国有地の一部以外の区域

大字漆原字珍寺のうち五六九の二以外の区域

鳥取県告示第二百八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による多里地区第一工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称
同上の区域(平成元年八月九日現在の地番による。)

萩原字上垣内
萩原字上垣内のうち七四、七五の一部及びこれらと一体をなす
国有地並びに七五、七六と一体をなす
国有地の一部以外の区域

萩原字笠田
萩原字笠田のうち八九の一部、九〇の一部及びこれらと一体をなす
国有地以外の区域

萩原字井手領
萩原字上垣内七四、七五の一部及びこれらと一体をなす
国有地並びに七五、七六と一体をなす
国有地の一部
萩原字笠田八九の一部、九〇の一部及びこれらと一体をなす
国有地
萩原字井手領の全域

萩原字神田一三二の一、一三二の三、一三七の一及びこれらと一体をなす
国有地並びに一三七の二と一体をなす
国有地の一部

<p>萩原字神田</p> <p>萩原字砂田一三八の二の一部、一三八の二の一部、一四〇の二の一部、一四一 萩原字口田一四三の二の一部、一四五の二</p> <p>萩原字神田のうち一三二の一、一三二の三、一三七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一三七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>萩原字砂田</p> <p>萩原字砂田のうち一三八の二の一部、一三八の二の一部、一四〇の二の一部、一四一以外の区域</p>	<p>萩原字口田</p> <p>萩原字口田のうち一四三の二の一部、一四五の一以外の区域</p>	<p>萩原字下稲積</p> <p>萩原字下稲積のうち一五七の二の一部、一五七の三の一部、一五八の二の一部、一五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 萩原字中稲積一六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>萩原字中稲積</p> <p>萩原字下稲積一五七の二の一部、一五七の三の一部、一五八の二の一部、一五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 萩原字中稲積のうち一六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 萩原字上稲積一七五の二から一七五の五まで、一七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>萩原字上稲積</p> <p>萩原字上稲積のうち一七五の二から一七五の五まで、一七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>萩原字紺屋ケ市</p> <p>萩原字紺屋ケ市のうち三七七と一体をなす国有地の一部及</p>
<p>萩原字カキゾエ</p> <p>萩原字紺屋ケ市三七二の一、三七三、三七八から三八〇まで、三八二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>萩原字カキゾエ</p> <p>萩原字紺屋ケ市三七二の一、三七三、三七八から三八〇まで、三八二と一体をなす国有地 萩原字カキゾエのうち三八四の一部以外の区域 萩原字角ケ市三八六の一部 萩原字小ブケ四〇〇の一部、四〇一から四〇三まで、四〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 萩原字針間垣内四〇七の二の一部、四〇七の四の一部、四〇七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇七の一、四〇七の二、四〇七の六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>萩原字角ケ市</p> <p>萩原字角ケ市のうち三八六の一部以外の区域</p>	<p>萩原字針間垣内</p> <p>萩原字カキゾエ三八四の一部 萩原字小ブケ三九九、四〇〇の一部、四〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 萩原字針間垣内のうち四〇七の二の一部、四〇七の四の一部、四〇七の五の一部、四〇七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇七の一、四〇七の二、四〇七の四、四〇七の六と一体をなす国有地の一部以外の区域 萩原字下モ新田四〇八の一、四〇八の二、四〇八の四の一部、四〇八の八の一部、四〇九の一、四〇九の二の一部、四〇九の四、四一〇の一、四一〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>萩原字下モ新田</p> <p>萩原字下モ新田のうち四〇八の一、四〇八の二、四〇八の四の一部、四〇八の八の一部、四〇九の一、四〇九の二、四〇九の四、四一〇の一、四一〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>萩原字下モ新田</p> <p>萩原字下モ新田のうち四〇八の一、四〇八の二、四〇八の四の一部、四〇八の八の一部、四〇九の一、四〇九の二、四〇九の四、四一〇の一、四一〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

萩原字上新田	萩原字上新田のうち四一三の一、四一五の一部、四一六の一部、四一七の一の一部、四一九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 萩原字百川四二二の一部、四二二の一部及びこれらと一体をなす国有地	萩原字百川	萩原字百川のうち四二二、四二二、四二三の一、四二三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	萩原字マガリ田	萩原字針間垣内四〇七の七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四〇七の四と一体をなす国有地の一部 萩原字下モ新田四〇九の二の一部及びこれと一体をなす国有地 萩原字上新田四一三の一及びこれと一体をなす国有地 萩原字百川四二三の一、四二三の三及びこれらと一体をなす国有地 萩原字マガリ田のうち四二七、四二七の一、四二八及びこれらと一体をなす国有地並びに四二五の二、四二五の四、四二六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 萩原字中通シ四三一の一の一部、四三一の二の一部、四三六の一の一部	萩原字中通シ	萩原字紺屋ケ市三七一と一体をなす国有地の一部 萩原字マガリ田四二五の二、四二五の四、四二六の一と一体をなす国有地の一部 萩原字中通シのうち四二九、四三一の一の一部、四三一の二の一部、四三六の一部及び四二九と一体をなす国有地以外の区域 萩原字番定田五六八の一	萩原字番定田	萩原字番定田のうち五六八の一、五六九、五七〇、五七一の一、五七二の一、五七三の一、五七三の二、五七四以外
萩原字クジメ	の区域 萩原字クジメのうち五七五から五七七まで、五七八の二から五七八の三まで、五七九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	萩原字川原田	萩原字クジメ五七七の一部、五七八の二から五七八の三まで的一部及びこれらと一体をなす国有地 萩原字川原田のうち五九二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 萩原字荒神ノ前川原田ノ上五九五の一部、五九七から五九九までの一部 萩原字中ハサラ田六九一の六の一部、六九二の五の一部	萩原字荒神ノ前川原田ノ上	萩原字上新田四一五の一部、四一六の一部、四一七の一部、四一九の一及びこれらと一体をなす国有地 萩原字百川四二二の一部、四二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 萩原字マガリ田四二七、四二七の一、四二八及びこれらと一体をなす国有地 萩原字中通シ四二九及びこれと一体をなす国有地 萩原字番定田五六九、五七〇、五七一の一、五七二の一、五七三の一、五七三の二、五七四 萩原字クジメ五七五、五七六、五七七の一部、五七八の二から五七八の三までの一部、五七九の一及びこれらと一体をなす国有地 萩原字荒神ノ前川原田ノ上のうち五九四、五九五、五九六の一部、五九七の一部、五九八の一部、五九九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 萩原字フロノ前六〇一の一部、六〇三の一部	萩原字道ノ下タ	萩原字道ノ下タのうち六八六、六八九及びこれらと一体を	萩原字道ノ下タ	萩原字道ノ下タのうち六八六、六八九及びこれらと一体を

萩原字畦田ノ前	萩原字水口田	萩原字長澤井手領	萩原字中ハサラ田	萩原字柳ヶ坪
萩原字畦田ノ前の全域	萩原字水口田のうち七六〇の一、七六一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	萩原字長澤井手領の全域 萩原字水口田七六〇の一、七六一の四及びこれらと一体をなす国有地	萩原字川原田五九二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 萩原字荒神ノ前川原田ノ上五九四、五九五の一部、五九六の一部、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地 萩原字フロノ前六〇一の一部、六〇二、六〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地 萩原字道ノ下タ六八六、六八九及びこれらと一体をなす国有地 萩原字中ハサラ田のうち六九一の三の一部、六九一の六の一部、六九一の八から六九一の一〇までの一部、六九二の三、六九二の五の一部、六九二の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 萩原字柳ヶ坪六九四の一の一部	なす国有地並びに六八五の三、六八八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 萩原字道ノ下タ六八五の三、六八八の一と一体をなす国有地の一部 萩原字柳ヶ坪のうち六九四の一の一部以外の区域 萩原字中ハサラ田六九一の三の一部、六九一の六の一部、六九一の八から六九一の一〇までの一部、六九二の三、六九二の六及びこれらと一体をなす国有地の一部
萩原字井手口前田	萩原字イマ堀	萩原字堂ノ淵	萩原字楨原河原田	萩原字大ブケ
萩原字井手口前田の全域 萩原字山根田一二一四の一の一部、一二一五の一部、一二	萩原字イマ堀のうち一一六九の一、一一七〇の一、一一七〇の三、一一七〇の四、一一七〇の七、一一七一の一、一一七一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	萩原字堂ノ淵のうち一一五五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	萩原字大ブケ九八二の一部、九八三の一部 萩原字楨原河原田のうち一一〇七の一部、一一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇七と一体をなす国有地の一部以外の区域	萩原字大ブケのうち九八二の一部、九八三の一部以外の区域 萩原字楨原河原田一一〇七の一部、一一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇七と一体をなす国有地の一部
萩原字畦田	萩原字畦田八九二の一、九〇二の一の一部、九〇六の一部、九〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇四から九〇六まで、九〇七の一と一体をなす国有地			

萩原字山根田	一六の一の一部、一二一六の二の一部、一二一八の一の一部、一二一八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
萩原字ソリ田	萩原字堂ノ淵一五五の一と一体をなす国有地の一部 萩原字イマ堀一六九の一、一一七〇の一、一一七〇の三、一一七〇の四、一一七〇の七、一一七一の一、一一七一の二及びこれらと一体をなす国有地 萩原字山根田のうち一二一四の一の一部、一二一五の一部、一二一六の一の一部、一二一六の二の一部、一二一八の一の一部、一二一八の四の一部、一二二〇の一から一二二〇の三までの一部、一二二〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 萩原字ソリ田一二二一の一の一部、一二二一の八及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二一の九と一体をなす国有地の一部
萩原字ソリ田	萩原字山根田一二二〇の一から一二二〇の三までの一部、一二二〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 萩原字ソリ田のうち一二二一の一の一部、一二二一の八及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二一の九と一体をなす国有地の一部以外の区域
湯河字柳ノ本	湯河字柳ノ本のうち二九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 湯河字客戸五七、五八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五五と一体をなす国有地の一部
湯河字客戸	湯河字客戸のうち五七、五八及びこれらと一体をなす国有地並びに四一の四、四二、四四の一、四四の二、四五、四六、五五、五八と一体をなす国有地の一部以外の区域
湯河字大下モ	湯河字大下モのうち五九の一、六〇の一、六〇の二及びこ
湯河字ハンコ田	れらと一体をなす国有地以外の区域 湯河字ハンコ田のうち六一の一、六二の一、六三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
湯河字竹ヶ鼻	湯河字ハンコ田六一の一の一部及びこれと一体をなす国有地 湯河字竹ヶ鼻のうち六四の一部、六五の一の一部、七二の一部、七三の一部、七四、七五の一の一部以外の区域
湯河字大前	湯河字柳ノ本二九の一と一体をなす国有地の一部 湯河字客戸五八と一体をなす国有地の一部 湯河字大下モ五九の一の一部、六〇の一の一部、六〇の二及びこれらと一体をなす国有地 湯河字ハンコ田六一の一、六二の一の一部、六三及びこれらと一体をなす国有地 湯河字竹ヶ鼻六四の一部、六五の一の一部、七二の一部、七三の一部、七四、七五の一の一部 湯河字大前のうち一〇七の一部、一〇八の一部以外の区域 湯河字大フケ一〇の二の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地
湯河字長刀	湯河字長刀一二二の一部、一一三の一部、一二二の一部 湯河字ソリ田一八四の一部及びこれと一体をなす国有地 湯河字客戸四一の四、四二、四四の一、四四の二、四五、四六、五八と一体をなす国有地の一部 湯河字大下モ五九の一の一部、六〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 湯河字大前一〇七の一部、一〇八の一部 湯河字大フケ一〇九、一一〇の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地 湯河字長刀のうち一二二の一部、一一三の一部、一二二の一部以外の区域

<p>湯河字山神谷尻 大畑</p>	<p>湯河字山神谷尻大畑二二七、二二九、一四〇、一四二と一体をなす国有地 湯河字山神河原一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三と一体をなす国有地 湯河字糠味噌田一七七の一部、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地 湯河字ソリ田一八三の一部、一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>湯河字山神河原</p>	<p>湯河字山神河原のうち一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四三、一六一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>湯河字糠味噌田</p>	<p>湯河字山神河原一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一と一体をなす国有地の一部 湯河字糠味噌田のうち一七七の一部、一八〇の一部、一八〇の二、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 湯河字ソリ田一八三の一部、一八四の一部、一八五、一八六、一八七の一、一八七の二、一八八の三の一部、一八八の四の一部及び一八七の二、一八八の四と一体をなす国有地の一部 湯河字矢原二一六の一部、二一七の一部、二一八の一部、二一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>湯河字ソリ田</p>	<p>湯河字ソリ田のうち一八三から一八六まで、一八七の一、一八七の二、一八八の三の一部、一八八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>湯河字矢原</p>	<p>湯河字ソリ田一八八の四の一部及び一八七の二、一八八の四と一体をなす国有地の一部 湯河字矢原のうち二一六の一部、二二七の一部、二一八の一部、二一八の二、二一九の一、二一九の二、二二〇から二二三まで、二三四の一の一部、二三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>湯河字河本</p>	<p>湯河字矢原二二二の一部、二二三、二二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 湯河字河本のうち二三〇の九の一部以外の区域 湯河字マト場二四二の一部、二四三、二四四、二四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>湯河字マト場</p>	<p>湯河字河本二三〇の九の一部 湯河字マト場のうち二四二の一部、二四三、二四四、二四五の一部、二四六の一部、二四七の一部、二四七の二、二四八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 湯河字ミドリ田三〇五の一部、三一〇の一部、三二三の一部</p>
<p>湯河字油免</p>	<p>湯河字糠味噌田一八〇の二及びこれらと一体をなす国有地 湯河字矢原二一八の一の一部、二一八の二の一部、二一九の一、二一九の二、二二〇、二二一、二二二の一部、二二四の二の一部、二二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 湯河字マト場二四五の一部、二四六の一部、二四七の二の一部、二四七の二、二四八及びこれらと一体をなす国有地 湯河字上畑二七七の一部、二七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七七、二七八の一、二七八の二、二七九の一と一体をなす国有地の一部 湯河字ミドリ田三一〇の一部</p>

湯河字上畑	湯河字上畑のうち二七七の一部、二七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七七、二七八の一、二七八の二、二七九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
湯河字ミドリ田	湯河字ミドリ田のうち三〇二、三〇四の一部、三〇五の一部、三〇六の一部、三〇七の一部、三一〇の一部、三一三の一部及び三〇二、三〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域 湯河字水落田三一六の四、三一六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一六の三、三一六の五と一体をなす国有地の一部
湯河字水落田	湯河字水落田のうち三一六の四、三一六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一六の三、三一六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
湯河字湯屋田	湯河字ミドリ田三〇二、三〇四の一部、三〇六の一部及び三〇二、三〇六と一体をなす国有地の一部 湯河字湯屋田の全域 湯河字鳥居田三三二から三三四まで、三三五の一、三三五の二、三三六の一、三三八の一、三三八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三八の六と一体をなす国有地の一部
湯河字鳥居田	湯河字鳥居田のうち三三二から三三四まで、三三五の一、三三五の二、三三六の一、三三八の一、三三八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三八の六と一体をなす国有地の一部以外の区域
湯河字櫻ヶ瀬	湯河字櫻ヶ瀬のうち三五一の一以外の区域
湯河字神田	湯河字櫻ヶ瀬三五一の一

湯河字大フケ	湯河字神田の全域 湯河字大フケ四一七の一、四一八から四二二まで、四二二の一及びこれらと一体をなす国有地
湯河字大フケ	湯河字大フケのうち一〇九から一一一まで、四一七の一、四一八から四二二まで、四二二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名	萩原字小フケ、萩原字フロノ前

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、久米土地改良区が行う土地改良事業に係る椋波地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、福部村が行う土地改良事業に係る細川（前田）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示

する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業に係る東郷（村上）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る多里地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次